

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在休日は、翌日)
(當日が休日は、
たる翌日)

鳥取県告示第八十四号

昭和六十一年十二月鳥取県告示第千百六十九号（鶏等の移入の禁止について）は、廃止する。

昭和六十一年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

◇告示

鶏等の移入の禁止の解除

土地改良区の役員の就退任（三件）

土地改良事業の認可（七件）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（二件）

土地改良事業計画の変更の認可（三件）

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定

保安林の指定の解除

保安林の指定の解除予定（二件）

開発行為に関する工事の完了

都市計画事業の認可

昭和六十一年二月四日

鳥取県告示第八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

退任した役員の氏名及び住所

理事 守本邦男 倉吉市大原一七

倉繁正三 一九四

二五三

二四〇

告示

監事	倉繁	牧野清徳	山本正雄	六二五
"	"	"	"	五九二
"	涌島信夫	綱本義光	栗尾一八八一	"
"	"	"	上余戸一五九	"
就任した役員の氏名及び住所				
理事	倉繁久雄	倉吉市大原六九		
監事	山崎登	"	一九〇	
"	倉繁正三	"	二五三	
"	牧野一夫	"	二四〇	
"	山本正雄	"	六二五	
"	柴田高春	"	五九六	
"	涌島春義	"	栗尾一八八一	
"	綱本義光	"	上余戸一五九	
"	門脇克好	"	大原一七四	
就任した役員の氏名及び住所				
監事	倉繁正	"	上余戸四八九	
昭和六十年四月一日就任 任期四年				

鳥取県告示第八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり中浜地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所	理事 角乙次	境港市財ノ木町七八〇
"	松本慶	三軒屋町五三八八
"	阿部隆	高松町一六八
"	楠由久	新屋町六一六
"	桂木啓	幸神町二一一
"	足立一治	小篠津町九〇九一二
"	足立一治	麦垣町一〇六
"	永井裕	三三四五一一
"	阿部昭	三軒屋町四八八四
"	田口正徳	高松町一八六
"	熊本浩	新屋町七四〇
"	中野町三〇六	

昭和六十一年一月二日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 角

乙 次

境港市財ノ木町七八〇

松 本

慶

三軒屋町五三八八

阿 部

秀 夫

高松町五七四

楠 由

久 裕

新屋町六一六

角 裕

小篠津町九〇九一二

桂 木 啓

幸神町二二一

浜 田 務

麦垣町一一〇

安 田 実

三軒屋町五〇八三

永 井 俊

麦垣町三三四五一二

熊 本 浩

中野町三〇六

足 立 昭

三軒屋町七四〇

田 口 正 德

新屋町七四二

武 良 功

高松町一四二

昭和六十一年一月三日就任 任期四年

鳥取県告示第八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次とおり瑞穂地区土地改良区から役員が退任し、及び就任し
た旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監事 阪 田 泰 藏

気高郡氣高町大字富吉八二一三

監事 阪 田 泰 藏

氣高郡氣高町大字富吉八二一三

理事 家 高 勝 彦

氣高郡氣高町大字下坂本五四一五

理事 木 下 博 喜

氣高郡氣高町大字下坂本五四一五

理 事 松 本 芳 弘

氣高郡氣高町大字常松三一四

理 事 松 本 芳 弘

氣高郡氣高町大字常松三一四

理 事 猫 山 道 和

氣高郡氣高町大字下坂本六四二

理 事 猫 山 道 和

氣高郡氣高町大字下坂本六四二

昭和五十九年十月二十四日退任

昭和五十九年十月二十四日退任

昭和六十一年三月二十三日退任

昭和六十一年三月二十三日退任

昭和五十九年九月十七日退任

昭和五十九年九月十七日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山 根 正 雄

氣高郡氣高町大字上光五二六一

理 事 早 稲 田 清 親

七九三一一

理 事 鈴 木 一 郎

二七五

理 事 山 中 博 義

大字下光元二三八

監事 山 中 重 夫

大字上光五六六次一

昭和五十八年三月二十八日就任 任期昭和六十一年八月十日まで

大字上光六二二一一

理 事 富 川 卓 次 郎

氣高郡氣高町大字上光六二二一一

大字重高四五

鳥取県公報

堀尾 浩

堀尾 覚

九五

大字一本木四〇

昭和五十九年三月三十一日就任 任期昭和六十一年八月十日まで

理事 村上快一 気高郡気高町大字土居一三四

池辺 務 大字下坂本一七二

矢木秀明

四九〇

大山福平

六五三

北村仁美

大字常松三〇三

監事 渡辺順一 大字重高九一

昭和六十年三月二十五日就任 任期昭和六十一年八月十日まで

昭和六十一年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

鳥取県告示第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市鴨河内二五五三森本茂ほか五人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業生竹地区区画整理）を昭和六十一年一月二十九日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

鳥取県告示第八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、国府町農業協同組合が行う土地改良事業（補足農業構造改善事業町屋地区暗きよ排水）を昭和六十一年一月二十九日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年二月四日

昭和六十一年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

鳥取県告示第九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鹿野町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業河内（広ノ谷）地区農道整備）を昭和六十一年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県告示第九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鹿野町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業河内（中瀬）地区農道整備）を昭和六十一年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十一年二月四日

鳥取県告示第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東郷町が行う土地改良事業（単県土地改良事業長谷地区農道整備）を昭和六十一年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業福岡地区区画整理）を昭和六十一年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十五号

大原千町土地改良区が行う土地改良事業（水田作総合改善宮農条件整備

鳥取県告示第九十三号

事業大原地区区画整理の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場及び西伯郡岸本町吉長五八一大原千町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項に

おいて準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤崎町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）船上山地区は場整備）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十一年地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定した

鳥取県告示第九十六号

江府町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業貝田（上井手）

ので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

一月三十日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十一年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十一年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤崎町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）船上山地区農道整備）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十一年一月三十日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十一年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十一年二月四日

鳥取県告示第一百号

関金町が行う土地改良事業に係る大河原地区第二工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項

の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業美用地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十一年一月三十日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

- 一 縦覧に供する書類
- 換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年二月四日

鳥取県告示第二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十一年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡赤崎町大字赤崎字中清水一一二四の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備
解除の理由

公共施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び赤崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び羽合

鳥取県告示第二百三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町新屋字ツク谷一八五九の五八（国有林）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第百四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年十一月十三日鳥取県指令受鳥土維第七百一号
開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市富安二丁目六九
ミサワホーム鳥取株式会社

代表取締役 金澤泰治

鳥取県告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 次

- 一 施行者の名称
境港市

- 二 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画下水道事業大正川都市下水路

- 三 事業施行期間
昭和六十一年二月四日から昭和六十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

境港市大正町、栄町、松ヶ枝町、京町、明治町、馬場
崎町及び上道町字中頭無

2 使用の部分 なし